

○ 外国事業者による型式承認等の取得の円滑化のための関係法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十七号） 新旧対照条文（抄）
 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）（抄）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(検査) 第三十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定機械等を輸入した者が当該特定機械等を外国において製造した者（以下この項において「外国製造者」という。）以外の者（以下この項において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検査が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る労働省令で定める事項について、自ら都道府県労働基準局長の検査を受けることができる。当該検査が行われた場合において、当該特定機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(検査証の交付等) 第三十九条 都道府県労働基準局長は、前条第一項又は第二項の検査に合格した移動式の特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。</p> <p>2 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。</p> <p>3 労働基準監督署長は、前条第三項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書</p>	<p>(検査) 第三十八条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(検査証の交付等) 第三十九条 都道府県労働基準局長は、前条第一項の検査に合格した移動式の特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。</p> <p>2 労働基準監督署長は、前条第二項の検査で、特定機械等の設置に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、検査証を交付する。</p> <p>3 労働基準監督署長は、前条第二項の検査で、特定機械等の部分の変更又は再使用に係るものに合格した特定機械等について、労働省令で定めるところにより、当該特定機械等の検査証に、裏書</p>

を行う。

(使用等の制限)

第四十条 前条第一項又は第二項の検査証(以下「検査証」という。)を受けていない特定機械等(第三十八条第三項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第三項の裏書を受けていないものを含む。)は、使用してはならない。

2 (略)

(個別検定)

第四十四条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の機械等を輸入した者が当該機械等を外国において製造した者(以下この項において「外国製造者」という。)以外の者(以下この項において単に「他の者」という。)である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないときは、当該外国製造者は、労働省令で定めるところにより、自ら労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関が行う当該機械等についての検定を受けることができる。当該検定が行われた場合において、当該機械等を輸入した者については、同項の規定は、適用しない。

3 労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関は、前二項の検定(以下「個別検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

4・5 (略)

6 第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

を行なう。

(使用等の制限)

第四十条 前条第一項又は第二項の検査証(以下「検査証」という。)を受けていない特定機械等(第三十八条第二項の規定により部分の変更又は再使用に係る検査を受けなければならない特定機械等で、前条第三項の裏書を受けていないものを含む。)は、使用してはならない。

2 (略)

(個別検定)

第四十四条 (略)

(新設)

2 労働大臣、都道府県労働基準局長又は個別検定代行機関は、前項の規定による検定(以下「個別検定」という。)を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る機械等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。

3・4 (略)

5 第一項の機械等で、第三項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は労働大臣の指定する者（以下「型式検定代行機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、当該機械等のうち輸入された機械等で、その型式について次項の検定が行われた機械等に該当するものは、この限りでない。

2| 前項に定めるもののほか、次に掲げる場合には、外国において同項本文の機械等を製造した者（以下この項及び第四十四条の四において「外国製造者」という。）は、労働省令で定めるところにより、当該機械等の型式について、自ら労働大臣又は型式検定代行機関が行う検定を受けることができる。

一 当該機械等を本邦に輸出しようとするとき。

二 当該機械等を輸入した者が外国製造者以外の者（以下この号において単に「他の者」という。）である場合において、当該外国製造者が当該他の者について前項の検定が行われることを希望しないとき。

3| 労働大臣又は型式検定代行機関は、前二項の検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

4| (略)

5| 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を本邦において製造し、又は本邦に輸入したときは、当該機械等に、労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。型式検定に合格した型式の機械等を本邦に輸入した者（当該型式検定を受けた者以外の者に限る。）についても、同様とする。

(型式検定)

第四十四条の二 第四十二条の機械等のうち、個別検定によることが適当でない機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は労働大臣の指定する者（以下「型式検定代行機関」という。）が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。

(新設)

2| 労働大臣又は型式検定代行機関は、前項の規定による検定（以下「型式検定」という。）を受けようとする者から申請があつた場合には、当該申請に係る型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等が労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、当該型式を型式検定に合格させてはならない。

3| (略)

4| 型式検定を受けた者は、当該型式検定に合格した型式の機械等を製造し、又は輸入したときは、当該機械等に、労働省令で定めるところにより、型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。

6 | 7 | 6 | (略)
第一項本文の機械等で、第五項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

(型式検定合格証の有効期間等)

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間（次項の規定により型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された型式検定合格証の有効期間）は、前条第一項本文の機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 (略)

(型式検定合格証の失効)

第四十四条の四 労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号の機械等に係る型式検定合格証（第二号にあつては、当該外国製造者が受けた型式検定合格証）の効力を失わせることができる。

一 型式検定に合格した型式の機械等の構造又は当該機械等を製造し、若しくは検査する設備等が第四十四条の二第三項の労働省令で定める基準に適合していないと認められるとき。

二 型式検定を受けた外国製造者が、当該型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等で本邦に輸入されたものに、第四十四条の二第五項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付しているとき。

三 労働大臣が型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めてその職員をして当該型式検定を受けた外国製造者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所において、関係者に質問をさせ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされ、又はその検査が

5 | 6 | 5 | (略)
第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。

第四十四条の三 型式検定合格証の有効期間（次項の規定により型式検定合格証の有効期間が更新されたときにあつては、当該更新された型式検定合格証の有効期間）は、前条第一項の機械等の種類に応じて、労働省令で定める期間とする。

2 (略)

(新設)

拒まれ、妨げられ、若しくは忌避されたとき。

(指定教習機関)

第七十七条 (略)

2 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条、第五十条、第五十二条並びに第五十三条の規定は、技能講習又は教習を行う者(第九十六条第三項及び第一百十二条第一項第二号において「指定教習機関」という。)に関して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)」と、同条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県労働基準局長」と、第四十六条第三項中「第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第四十八条第一項及び第三項、第五十二条並びに第五十三条第二項第三号中「性能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習」と、同項各号列記以外の部分中「性能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習」と、同項第二号中「第四十七条、第四十九条又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替えるものとする。

(労働大臣等の権限)

第九十六条 労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

(指定教習機関)

第七十七条 (略)

2 第四十六条第二項及び第三項、第四十八条、第五十条、第五十二条並びに第五十三条の規定は、技能講習又は教習を行う者(第九十六条第二項及び第一百十二条第一項第二号において「指定教習機関」という。)に関して準用する。この場合において、第四十六条第二項各号列記以外の部分中「指定」とあるのは「第七十七条第一項に規定する指定(以下この条及び第五十三条において「指定」という。)」と、同条第三項、第四十八条第一項及び第三項、第五十条並びに第五十三条中「労働大臣」とあるのは「都道府県労働基準局長」と、第四十六条第三項中「第一項」とあるのは「第七十七条第一項」と、第四十八条第一項及び第三項、第五十二条並びに第五十三条第二項第三号中「性能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習又は第七十五条第三項の教習」と、同項各号列記以外の部分中「性能検査」とあるのは「第十四条若しくは第六十一条第一項の技能講習若しくは第七十五条第三項の教習」と、同項第二号中「第四十七条、第四十九条又は第五十条」とあるのは「第五十条」と、同項第四号中「第四十八条第三項又は第五十一条第二項」とあるのは「第四十八条第三項」と読み替えるものとする。

(労働大臣等の権限)

第九十六条 (新設)

2 | (略)
3 | 4 | (略)
5 | 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

(聴聞)

第二百五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第四十四条の四、第五十三条第二項(第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の五第二項、第五十六条第六項、第七十四条第二項、第七十五条の十一第二項又は第八十五条第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 | (略)

(公示)

第十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第四十四条の四の規定により型式検定合格証の効力を失わせたとき。
- 三 六 | (略)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三

2 | 3 | (略)
4 | 第九十一条第三項及び第四項の規定は、前三項の規定による立入検査について準用する。

(聴聞)

第二百五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第五十三条第二項(第五十四条、第五十四条の二第二項及び第七十七条第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の五第二項、第五十六条第六項、第七十四条第二項、第七十五条の十一第二項又は第八十五条第二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 | (略)

(公示)

第十二条の二 労働大臣は、次の場合には、労働省令で定めるところにより、その旨を官報で告示しなければならない。

- 一 (新設) (略)
- 二 五 | (略)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の二第五項、第五十七条の三

第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十八条、第六十九条、第八十九条第五項、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二〇四 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項(第三十条の二第五項において準用する場合を含む。)、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第一項、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで若しくは第六項、第八十七条第三項、第八十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第三項から第五項まで、第百一条又は第百三条第一項の規定に違反した者

二 (略)

三 第四十四条第四項又は第四十四条の二第五項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項、第二項若しくは第四項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五・六 (略)

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行

第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十八条、第六十九条、第八十九条第五項、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

二〇四 (略)

第百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項(第三十条の二第五項において準用する場合を含む。)、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第四項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第四項、第四十四条の二第五項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の二第一項、第五十九条第一項、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで若しくは第六項、第八十七条第三項、第八十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、若しくは第三項から第五項まで、第百一条又は第百三条第一項の規定に違反した者

二 (略)

三 第四十四条第三項又は第四十四条の二第四項の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第九十一条第一項若しくは第二項、第九十四条第一項又は第九十六条第一項若しくは第三項の規定による立入り、検査、作業環境測定、収去若しくは検診を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

五・六 (略)

第百二十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行

為をした検査代行機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九十六条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三・四 (略)

為をした検査代行機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第九十六条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三・四 (略)